

ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応に係る 調査審議の概要について

ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）への対応について「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」において調査審議を行い、平成20年7月18日に開催された文化財分科会において、その審議結果を了承した。

【背景】

無形文化遺産保護条約が、平成15年のユネスコ第32回総会において採択され、18年4月に発効。

無形文化遺産保護条約においては、①締約国による自国内の無形文化遺産についての目録の作成、②人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（「代表一覧表」）の作成、③緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（「危機一覧表」）の作成、が要請されている。

【我が国の対応】

1. 目録の作成について

国の指定・選定に係る「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」の一覧を目録としてユネスコ事務局に提出する。

2. 「代表一覧表」への提案について

（1）基本的考え方

- ・世界遺産と異なり、各国から提案された無形文化遺産は専門機関による価値の評価を行うことなく、「代表一覧表」に記載されることから、記載の有無によって、我が国の無形文化遺産の価値には何ら影響はない。

（2）提案候補の具体的選定方法

- ・日本の文化的多様性を示すため、「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」のそれぞれから選定。
- ・文化財の特徴等に基づき区分ごとに指定の時期が早いものから順に選定。
- ・指定の時期が同じ場合には、地域バランス等を考慮。
- ・平成20年6月の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」等を考慮し、日本の文化の多様性を一層示す観点から、上記の枠組みとは別に、「アイヌ古式舞踊」を第1回提案候補とする。
- ・上記の考え方により、14件を第1回提案候補とする。

3. 「危機一覧表」への提案について

文化財保護法で既に保護措置が確保されているため、「危機一覧表」への提案は当面行わない。